

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

・この一覧表は、令和6年10月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。

この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。

・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。

（詳細は各市町村にお問い合わせください。）

届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●【柏崎市】

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	公営住宅の入居申し込み	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/toshiseibibu/kenchikujutakuka/2/2/3314.html	○		建築住宅課	0257-21-2290	事実上婚姻関係と同様の事情にある方は、入居申込みができます。
2	保育所・園の入所申込	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/kodomomiraibu/hoikuka/15/4/6072.html	○		保育課	0257-21-2233	申請は保護者1名です。申請児童の同居人欄にパートナーとして記入ができます。届出受領証の提示により、パートナーを申請者とすることも可能です。
3	保育園の送迎	-		○	保育課	0257-21-2233	保護者（申請者）が認めた者（事前届出）であれば送迎可能です。
4	放課後児童クラブへの送迎	-		○	子育て支援課	0257-47-7075	保護者（申請者）が認めた者（事前届出）であれば送迎可能です。
5	放課後児童クラブへの入会申請	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/kodomomiraibu/kosodateshienka/1/9/4485.html		○	子育て支援課	0257-47-7075	申請は保護者1名です。申請児童の同居人欄にパートナーとして記入ができます。
6	子育て応援券及び家庭養育応援券の利用	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/kosodate_kyoiku/kosodate/starticket/25927.html		○	子育て支援課	0257-47-7075	利用対象となる子がいる世帯へ交付しているため、子の養育者であれば利用可能です。
7	育児支援ヘルパー事業の利用申請	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/kodomomiraibu/kosodateshienka/2/4/19598.html		○	子育て支援課	0257-20-4215	パートナー（同居人）がいても、事業の要件に該当すれば申請可能です。
8	ファミリー・サポート・センター事業の利用申請	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/kodomomiraibu/kosodateshienka/2/3/3141.html		○	子育て支援課	0257-20-4215	パートナー（同居人）がいても、会員登録をすれば申請可能です。
9	DV相談窓口の利用	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/kodomomiraibu/kosodateshienka/2/sodan/5306.html		○	子育て支援課	0257-20-4215	パートナー間のDVトラブルも相談することができます。
10	世帯員の住民票取得	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/shiminseikatsubu/shiminka/3/6/2/4381.html		○	市民課	0257-21-2200	同じ世帯の方であれば住民票を取得することができます。

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

- 【注意事項】
- この一覧表は、令和6年10月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
 - この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
 - 各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。（詳細は各市町村にお問い合わせください。）
 - 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●【柏崎市】

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
11	軽自動車税(種別割)の身体障がい者等に対する減免申請	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/zaimubu/zeimuka/3/2/1/3778.html		○	税務課	0257-21-2250	障がい者等の日常生活のために生計を一にする者が軽自動車を運転する等の要件を満たしている必要があります。申請には同一生計証明書が必要です。
12	罹災証明書(震災・風水害等)の代理申請	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/zaimubu/zeimuka/1/2/31269.html		○	税務課	0257-21-2256	住民記録上で同一世帯の申請者は委任状は不要ですが、別世帯の申請者は必要です。
13	介護認定申請(新規・区分変更・更新)	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/fukushihokembu/kaigokoreika/1/2/1/4256.html		○	介護高齢課	0257-43-9137	申請時に、被保険者の介護保険被保険者証及び医療保険被保険者証の提示が必要です。
14	障害者控除対象者認定申請	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/fukushihokembu/kaigokoreika/1/4/3991.html		○	介護高齢課	0257-43-9137	申請時に、被保険者の介護保険被保険者証の提示が必要です。
15	紙おむつ使用証明書発行申請	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/fukushihokembu/kaigokoreika/1/5/1/7692.html		○	介護高齢課	0257-43-9137	申請時に、申請者の身分証明書の提示が必要です。
16	生活保護制度の申請	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/kenko/fukushi_kaigo/fukushi_kaigo/seikatsuhog/13388.html		○	福祉課	0257-21-2234	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。
17	精神障害者医療費助成	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/kenko/fukushi_kaigo/fukushi_kaigo/shogaishafukushi/2/10160.html		○	福祉課	0257-21-2299	精神障がいのある方が精神疾患の治療に必要な入院医療費について、本人または本人と同じ世帯にいる世帯主等(柏崎市内に住所がある方)で、本人に代わって医療費を支払っている方に、支払った一部負担金の3分の1を助成します。
18	軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/fukushihokembu/fukushika/3/2/1/3948.html		○	福祉課	0257-21-2299	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児の補聴器購入費用の一部助成を助成します。申請者は、難聴児と同一世帯の者で、当該世帯の所得状況により支給対象外となる場合があります。
19	成年後見制度利用支援事業	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/fukushihokembu/kaigokoreika/4/2/1/34583.html		○	福祉課	0257-21-2299	認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者などが、成年後見制度を利用する場合の費用を支援します。対象者の要件として、世帯員の所得や預貯金等の状況などを確認します。
20	重度心身障害者等紙おむつ購入費助成	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/fukushihokembu/fukushika/3/2/1/3951.html		○	福祉課	0257-21-2299	身体に障がいのある方などで、在宅で常時紙おむつを使用している65才未満の方に、紙おむつの購入費を助成します。市民税の所得割課税状況により、助成月額が異なります。

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

- 【注意事項】
- ・この一覧表は、令和6年10月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。

この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。

・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。

（詳細は各市町村にお問い合わせください。）

届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●【柏崎市】

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
21	身体障害者等自動車燃料費等助成	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/fukushihokembu/fukushika/3/2/4/3959.html		○	福祉課	0257-21-2299	障がいのある方の通院・通学・通所に自家用車を使用する場合の燃料費を助成します。原則として、本人または同一生計者の所有する車両が助成の対象となります。
22	柏崎市U・Iターン住宅取得助成金	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/sogokikakubu/genkihasshinka/2/6/2/7752.html		○	元気発信課	0257-47-7333	柏崎市へのU・Iターン者で、住宅取得をする方に10万円を助成します（加算要件あり）。
23	子育て世帯移住・就業者支援補助制度	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/sogokikakubu/genkihasshinka/2/5/1/41959.html		○	元気発信課	0257-47-7333	東京圏から柏崎市にU・Iターンした子育て世帯の方に50万円を補助します。首都圏移住・就業者補助金の「移住元に関する要件」に該当する方は対象外です。
24	首都圏移住・就業者支援補助制度	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/sogokikakubu/genkihasshinka/2/5/1/8515.html		○	元気発信課	0257-47-7333	東京23区に在住または通勤していた方で、移住された方に100万円（単身世帯は60万円）を補助します。2人以上の世帯は、移住元でも同一の世帯である必要があります。
25	犯罪被害者等見舞金支給事業の申請	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshiki/ichiran/shiminseikatsubu/shiminkatsudoshienka/3/10/30928.html	○		市民活動支援課	0257-21-2272	届出受領証等の提示により関係を確認することで犯罪行為により死亡した方の遺族（犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。））が支給対象となる遺族見舞金（30万円）の申請が可能です。